

## 議案第14号

### 養父市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

養父市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市手数料条例の一部を改正する条例

養父市手数料条例（平成16年養父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第1課税証明の項中「300円」の次に「（市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）により交付する場合は、150円）」を加え、印鑑登録証明の項及び住民票の写し、除かれた住民票の写しの項中「300円」の次に「（多機能端末機により交付する場合は、150円）」を加え、住民票記載事項証明又は戸籍の付票の写しの項中「付票」を「附票」に改め、「300円」の次に「（多機能端末機により交付する場合は、150円）」を加える。

別表第2戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「450円」の次に「（多機能端末機により交付する場合は、300円）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



議案第14号 養父市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行				改 正 案			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
手数料の種類	単位	金額	付記	手数料の種類	単位	金額	付記
納税証明	1件	300円		納税証明	1件	300円	
課税証明	1枚	300円		課税証明	1枚	300円（市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）により交付する場合は、150円）	
土地、家屋、償却資産に関する証明	1件	300円	1枚につき1件とする。	土地、家屋、償却資産に関する証明	1件	300円	1枚につき1件とする。
市税資料に基づく証明	1枚	300円		市税資料に基づく証明	1枚	300円	
印鑑登録証明	1枚	300円		印鑑登録証明	1枚	300円（多機能端末機により交付する場合は、150円）	
印鑑登録証	1枚	300円	ただし、再交付又は亡失及び印鑑の変更によるときに限る。	印鑑登録証	1枚	300円	ただし、再交付又は亡失及び印鑑の変更によるときに限る。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
不在籍証明	1枚	300円		不在籍証明	1枚	300円	
住民票の写し、除かれた住民票の写し	1枚	300円	世帯票、個人票は1枚につき	住民票の写し、除かれた住民票の写し	1枚	300円（多機能端末機により交付する場合は、150円）	世帯票、個人票は1枚につき

現 行				改 正 案			
			1件とする。ただし、同一世帯に属する個人票は4枚までごとに1件とする。				1件とする。ただし、同一世帯に属する個人票は4枚までごとに1件とする。
住民票記載事項証明又は戸籍の <u>付票</u> の写し	1枚	300円		住民票記載事項証明又は戸籍の <u>附票</u> の写し	1枚	300円(多機能端末機により交付する場合は、150円)	
//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////
別表第2及び上記以外の諸証明、諸交付手数料	1枚	300円		別表第2及び上記以外の諸証明、諸交付手数料	1枚	300円	

別表第2 (第2条関係)

事務	区分・名称	単位	金額	備考
道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	
//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき	340円	

別表第2 (第2条関係)

事務	区分・名称	単位	金額	備考
道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	
//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////	//// (略) ////
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき	340円	

現 行					改 正 案				
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本交付手数料	1通につき	450円		戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本交付手数料	1通につき	450円(多機能端末機により交付する場合は、300円)	
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍、謄抄本交付手数料	1通につき	750円		戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍、謄抄本交付手数料	1通につき	750円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現 行				改 正 案			
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に関する事務	個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1枚につき	800円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に関する事務	個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1枚につき	800円